

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

5 3 床副子修理

《平成30年2月26日新規》

○ 取扱い

原則として、「床副子ハセツ」病名がない場合には、「I017-2 床副子調整・修理 2 床副子修理」の算定を認めない。

○ 取扱いを定めた理由

床副子修理の算定にあたって、床副子調整が診療報酬上別に評価されていることや傷病名として「床副子ハセツ」病名があること等から、当該病名を記載することが適切である。

○ 留意事項

傷病名と診療状況の関係等が不明な場合には、必要に応じて医療機関に対して照会を行い個々の症例により判断する必要がある。

5 4 支台築造

《平成30年2月26日新規》

○ 取扱い

原則として、歯冠補綴物（クラウン・ブリッジ維持管理を行っている場合を除く。）に係る「ダツリ，C」又は「ダツリ，C3処置歯」病名に対する再装着時の「M002 支台築造 2 直接法」の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

脱離した歯冠補綴物の再装着にあたって、当該歯の形態等により直接法による支台築造を行うことにより当該歯冠補綴物を再装着し使用できる場合がある。